

令和 8 年度 長良川用水第二期地域
畑地化推進検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条 (目的) 第1－2条 (場所) 第1－3条 (土地への立入り等) 第1－4条 (管理技術者) 第1－5条 (担当技術者) 第1－6条	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、地域整備方向検討調査における畑地化の推進及び農地集積の促進を図るため、当該地域の営農状況、農地利用及び農業水利施設の維持管理の実態を把握するとともに、自動給水栓やスマート農業技術の導入効果並びに農地集積促進に係る関連事例の整理を行い、今後の営農構想の検討に資する資料を作成するものである。</p> <p>本業務の対象とする場所は、岐阜県羽島市、海津市及び安八郡輪之内町地内で別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備 考													
(配置技術者の確認) 第 1 - 7 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。</p> <p>なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>														
(保険加入) 第 1 - 8 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>														
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2 - 1 条	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務は、関係機関への聞き取り及び関係機関との意見交換にかかる事務や運営を行う。有識者の具体的な人選は受注者が行い、発注者の承認を得てから調整するものとする。</p> <p>(4) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。</p>														
(貸与資料) 第 2 - 2 条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">業務報告書</td><td>平成 28 年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 長良川用水地区 畑地化・汎用化推進情報調査検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 長良川用水第二期地域 畑地化推進検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>国営長良川用水 事業誌</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	分類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	平成 28 年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務	1 式	令和 6 年度 長良川用水地区 畑地化・汎用化推進情報調査検討業務	1 式	令和 7 年度 長良川用水第二期地域 畑地化推進検討業務	1 式	その他	国営長良川用水 事業誌	1 式	
分類	貸 与 資 料	数量													
業務報告書	平成 28 年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務	1 式													
	令和 6 年度 長良川用水地区 畑地化・汎用化推進情報調査検討業務	1 式													
	令和 7 年度 長良川用水第二期地域 畑地化推進検討業務	1 式													
その他	国営長良川用水 事業誌	1 式													

項 目	内 容	備 考
<p>(貸与資料の取扱い)</p> <p>第 2 - 3 条</p>	<p>第 2 - 2 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>	
<p>第 3 章</p> <p>設計作業内容</p> <p>(作業項目及び数量)</p> <p>第 3 - 1 条</p>	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>	
<p>(作業の留意点)</p> <p>第 3 - 2 条</p>	<p>業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>また、情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。</p>	
<p>第 4 章 打合せ</p> <p>(打合せ)</p> <p>第 4 - 1 条</p>	<p>共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階</p> <p>第 2 回 中間打合せの段階</p> <p>最終回 報告書原稿作成の段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条 (成 果 物 の 提 出 先) 第 5 - 2 条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副 2 部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	<p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 2 - 1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関との対外的協議等により業務計画に変更が生じた場合 (7) その他 	
第 7 章 業務スライド (業務スライド) 第 7 - 1 条	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議 	

項 目	内 容	備 考
<p>第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条</p>	<p>開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、監督職員と協議するものとする。</p>	

別紙 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1 事前準備			
1-1 現地調査等	業務実施に必要な現地調査、資料の収集を行う。	1 式	
1-2 作業計画の作成	貸与資料及び収集した既存資料を把握するとともに、作業計画を作成する。	1 式	
2 営農状況の把握			
2-1 地区の農業情勢の整理	過年度に整理した本地域の農業情勢を、最新の農林業センサス、農林水産統計年報等を用いて見直しを行い、整理する。	1 式	
2-2 アンケートの実施及び営農課題等の整理	「令和7年度 長良川用水第二期地域畑地化推進検討業務」で整理した営農構想の中で、特に水田畑利用の要望が高い集落を複数（水稻＋麦＋大豆や水稻＋露地野菜など作付体系が異なる地区）抽出し、中核的担い手へアンケートを実施し、営農に関する課題等を明らかにする。	1 式	
2-3 農地貸付状況の把握	岐阜県の農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）のデータを入手し、本地域（受益地）の農地貸付状況（過去5カ年分程度）を把握し、主に水田畑利用（汎用耕地化）の営農状況を把握する。	1 式	
2-4 自動給水栓設置による効果等の整理	本地域内で自動給水栓を設置しているほ場に関して、関係者にヒアリングを行い、設置前後の管理労力、収量等の変化について整理を行う。	1 式	
2-5 管内スマート農業の事例の収集及び課題等の整理	本地域で参考（汎用耕地化で導入可能な技術）となり得る管内のスマート農業の事例を複数地区整理し、当該事例に関して、関係者や岐阜県スマート農業推進センター等に聞き取りを行い、本地域で導入する際のメリット・デメリットを整理する。	1 式	
2-6 関係機関 PR 資料の作成	本地域において、「国営水利システム再編事業（農地集積促進型）」を適用する可能性を踏まえ、全国の国営地区事例を収集し、適用メリットを関係機関に説明するための PR 資料を作成する。	1 式	

作業項目	作業内容	作業数量	備考
2-7 揚排水機場の 運転状況の整理	<p>現状の作付体系を踏まえ、国営揚排水機場（5 機場）の運転実績を把握する。具体的には、施設管理者への聞き取り及び関係資料の収集により、以下の事項を整理する。</p> <p>整理事項は、運転実績（過去5カ年程度の運転日数、運転時間等）、電気使用量及び維持管理費（修繕費、点検費等）、点検回数及び運転管理に要する労力の把握等を想定している。</p>	1 式	
3 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	